

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、その翌日)

◇ 告 示 字の区域の新設等

目 次

- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 干ばつについての特別被害地域の指定
- ブルセラ病検査等の実施
- 入会林野整備計画の認可
- 木材業者及び製材業者の登録
- 保安林の指定の解除
- 保安林予定森林(二件)
- 解除予定の保安林(二件)
- 土地改良区の役員(二件)
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めぬ土地の指定
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の認可(七件)

開発行爲に関する工事の完了

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者

◇ 正 誤 昭和五十三年九月鳥取県告示第七百四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第千八百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八東地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する 字の名称	同上の区域（昭和五十二年八月三十日現在の地番による。）
大字南字馬場河原	<p>大字南字イザリ柳七三の一部及び七四の一部、大字南字蒲町七六の一部、八一の一部、八二の一部、八三から八六まで、八七の一部、八八から九〇まで、九一の一部、九六の一部、九七、九八及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上馬場河原九九から一〇一まで、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇五から一一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字下馬場河原一一四の一部、一一五、一一六、一一七の一部、一一八、一一九、一二〇から一二二までの一部、一二五から一三九まで、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字中河原一四二の一部、一五九の一部及び一六〇の一部並びに一四二、一五九及び一六〇と一体をなす国有地の一部、大字南字水門ノ元一六九の一と一体をなす国有地の一部、大字南字竹ヶ鼻一八一、一八二の一部、一八三の一、一八三の二の一部、一八四から一八七までの一部、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字南字築地ヶ鼻二〇九の二の一部、二〇九の二の一部、二二〇から二二二まで及び二二三の一部、大字富枝字下河原五三九の二の一部及び五四一の一部並びに大字鳥字川口二〇と一体をなす国有地の一部</p>
大字南字大口	<p>大字南字上馬場河原一〇二の一部、一〇五から一一一までの一部、一一二、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字下馬場河原一一四の一部、一一七の一部</p>

大字富枝字東田	<p>及び一四〇の一部、大字南字中河原一四二、一四三及び一四四の二と一体をなす国有地の一部並びに大字富枝字下河原五三四の二の一部、五三五の一、五三六の一、五三七の一部、五三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
区域を変更する 字の名称	<p>同上の区域（昭和五十二年八月三十日現在の地番による。）</p>
大字南字上土居	<p>大字南字上土居の全域、大字南字下イザリ柳五六から六〇まで、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一及び六三と一体をなす国有地の一部、大字南字イザリ柳七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字富枝字下東田四九九の一、五〇〇、五〇一、五</p>
大字富枝字東田	<p>大字富枝字下東田四九八、五〇二の一部、五〇三、五〇四の一部、五〇五及びこれらと一体をなす国有地、大字富枝字東田五二〇の一、五二二の一、五二二の二、五二三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五三三の一、五五一及び五二六の一と一体をなす国有地の一部、大字富枝字下河原五二四、五四一の一部、五四二の一部、五四三の一部、五四四、五四五及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字南字イザリ柳七三の一部及びこれと一体をなす国有地大字南字蒲町九一の一部、九二から九五まで、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南字上馬場河原一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字南 字下イザリ柳</p>	<p>〇二の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字南字下イザリ柳のうち五六から六〇まで、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一及び六三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字イザリ柳七三の一部、七四の一部及び七五、大字南字蒲町七六の一部、七七から八〇まで、八一の一部、八二の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南字築地ヶ鼻二〇五の一部、二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九の一部、二〇九の二の一部、二二三の二の一部、二二四から二二二まで、二二三の一、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字南字中河原</p>	<p>大字南字中河原のうち一四二の一部、一五九の一部及び一六〇の一部並びに一四二、一四三、一四四の二、一五九及び一六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字上馬場河原一一の一部、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南字下馬場河原一四〇の一部、一四一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南字水門ノ元</p>	<p>大字南字水門ノ元のうち一七五の一及びこれと一体をなす国有地並びに一六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字中河原一六〇と一体をなす国有地の一部、大字南字竹ヶ鼻一八二の一部及び一八三の二の一部並びに</p>

<p>大字南字南前</p>	<p>一八二、一八三の二及び一八四と一体をなす国有地の一部並びに大字島字上松原一及び二並びにこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字南字南前のうち一九七の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字南字下馬場河原二二〇から二二二までの一部、一二三、一二四及びこれらと一体をなす国有地、大字南字竹ヶ鼻一八四から一八七までの一部、一八八の二の一部、一八八の二、一八九から一九一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字南字築地ヶ鼻二〇五の一部、二〇六、二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九の二の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字清水ノ上二七七の一、二七八及び二七九と一体をなす国有地の一部、大字島字竹ヶ鼻三三〇から三六まで、三七の一、三八及びこれらと一体をなす国有地、大字島字大清水六五の二の一部、六五の三の一部及び六六の二並びに六四、六五の二、六五の三、六六の一及び六六の二と一体をなす国有地の一部並びに大字島字川口二〇〇から二六までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南字清水ノ上</p>	<p>大字南字清水ノ上のうち二六八の一部並びに二七七の一、二七八及び二七九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字宮ノ前二八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字南字八瀬川二九三の二及び二九三の三と一体をなす国有地の一部、大字島字荒神ノ元三九の一の一部、四</p>

大字南字宮ノ前	<p>一の一部、四三の二の一部、四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字大清水六二の二の一部、六三、六四、六五の二の一部、六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六五の四及び六七の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字南字八瀬川	<p>大字南字宮ノ前のうち二八五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字南字清水ノ上二六八の一部、大字南字八瀬川二九〇の一部及び二九一の二の一部並びに二九〇、二九一の二、二九二の二、二九三の三及び二九三の四と一体をなす国有地の一部、大字南字小判三一七、三三五の一及び三三五の二と一体をなす国有地の一部並びに大字島字荒神ノ元四四ノ二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字南字稲荷ノ元	<p>大字南字瀬川のうち二九〇の一部及び二九一の二の一部並びに二九〇、二九一の二、二九二の二、二九三及び二九三の二から二九三の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字稲荷ノ元三〇三の一部、三〇四の一部、三二五の二の一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字南字小判三一七の一部、三二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字南字小判	<p>八の二の一部及び三二八の二の一部</p>
大字島字上松原	<p>大字南字小判のうち三二七の一部、三二八の二の一部及び三二八の二の一部並びに三二七、三三五の一及び三三五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字島字川口	<p>大字島字上松原のうち一及び二並びにこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字南字水門ノ元一七五の一及びこれと一体をなす国有地</p>
大字島字荒神ノ元	<p>大字島字川口のうち二〇から二六までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字島字大清水	<p>大字島字荒神ノ元のうち三九の二の一部、四一の一部、四三の二の一部、四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字大清水六二の二の一部</p>
大字富枝字外東田	<p>大字島字大清水のうち六二の二、六三、六四、六五の二、六五の三、六六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六五の四、六六の一及び六七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字島字竹ヶ鼻三七の二及びこれと一体をなす国有地並びに大字南字前一九七の二及びこれと一体をなす国有地</p>
大字富枝字外東田	<p>大字富枝字外東田のうち五二〇の二、五二一の二、五二二の二、五二三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五二一の二、五二五及び五二六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字富枝字下河原

大字富枝字下河原のうち五二四、五三四の一の一部、五三五の一、五三六の一、五三七の一、五三八の一、五三九の一の一部、五四一の一部、五四二の一の一部、五四三の一部、五四四、五四五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字南字上馬場河原一〇五の一部、一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字南字イザリ柳、字蒲町、字上馬場河原、字下馬場河原、字竹ヶ鼻及び字築地ヶ鼻、大字島字竹ヶ鼻並びに大字富枝字下東田

鳥取県告示第千百九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名

登録の記号及び番号

登録の年月日

河田 知啓

鳥国医第二、三二七号

昭和五十三年十一月二十七日

坂本 雅彦

鳥国医第二、三二八号

〃

徳 島 武

鳥国医第二、三二九号

〃

浅川 庄二

鳥国医第二、三三〇号

昭和五十三年十一月三十日

山口 春美

鳥国歯第三六六号

昭和五十三年十一月二十九日

長谷川 昭子

鳥国薬第三九一号

昭和五十三年十二月一日

鳥取県告示第千百十号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和五十三年七月上旬から九月中旬までの間の干ばつについての特別被害地域の区域を指定する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区 分	市町村名	旧市町村名
農業関係	東郷町	東郷町
一般農業者	米子市	彦名村
	境港市	大篠津村
		崎津村
		和名田村
		中浜村

鳥取県告示第千百一十一号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鳥取県の区域において飼育している牛で昭和五十四年四月一日以後放牧しようとするもの。ただし、昭和五十三年四月十一日以後にブルセラ病検査及び結核病検査を受けた牛を除く。

四 実施の期日

昭和五十四年一月十日から同年三月三十一日まで

五 検査の方法

1. ブルセラ病検査

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

八本第八六号

昭和五十三年七月二十日

八頭郡智頭町西野

〃 八七号

昭和五十三年七月二十九日

〃 郷原

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第千百一十二号

日野郡日野町三谷七〇番地三谷入会林野整備組合組合長景山享弘から申請のあつた三谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百一十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

大 坪 久 利

藤 原 全 用

倉木第九二号 昭和五十三年七月 十七日 倉吉市伊木二四一―一二二

〃 九三号 昭和五十三年九月 九日 東伯郡赤碕町赤碕一五三三

〃 九四号 昭和五十三年九月二十九日 倉吉市福庭五八八

〃 九五号 〃 〃 八屋一九七―一二一

〃 九六号 〃 〃

米木第七八号 昭和五十三年七月二十一日 米子市西福原二七四

日木第四〇号 昭和五十三年九月 四日 日野郡江府町下安井三八一

製材業者

登録番地 登録年月日 住

倉製第五九号 昭和五十三年九月 九日 東伯郡赤碕町赤碕一五三三

鳥取県告示第千百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜二 三〇九六の二〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役

中部造林株式会社 山本俊一

晃正株式会社 浦辺よし

渋谷木材店 渋谷和郎

谷村木材店 谷村慎次

松山木材 奥田長寿

三輪建築工務店 三輪勝

所 晃正株式会社 浦辺よし

法人の名称及び代表者の氏名

所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字下野字水目谷上平一一八五(次の図に示す部分に限る。)、字水目谷七五九、八東町大字妻鹿野字西池野一一五、字東

池野二二五、字中野二〇六七、二〇六八、佐治村大字大井字岩井谷五

〇八、五〇九、五〇九次一、五一〇、五四九から五五二まで、若桜町

大字中原字下モ谷一〇八六の二、一〇八六の三、一〇八七の一から一〇八七の三まで、一〇八八、一〇八八の一、大字吉川字袖ヶ谷一三三〇から一三八二まで、一三八四から一三八九まで、一三九二の一、一三九三、大字茗荷谷字ウシロ山三三五の五、三三五の四二から三三五の四九まで、大字中原字畑ヶ谷一六九の一、一六九の二、一七七〇、一七七〇の一、一七七一から一七七三まで、一七七四の一から一七七四の四まで、一七七四の六、大字三倉字船谷四二七の一、四三三〇、一三八九、一三九〇、一三九一の九、字瀧谷一三九三、大字落折字フロノモト二八〇の一〇から二八〇の一五まで、字中原二七七の一七五、二七七の二二二、智頭町大字市瀬字野々谷一八三三から二八二五まで、二八六一の一、二八六一の二、二八六二、二八六三の一、二八六三の二、二八六四、二八六五、字野々谷口一〇五五から一〇六七まで、一〇六八の一、一〇六八の二、一〇六九の一、一〇六九の二、一〇七〇から一〇七八まで、字下ノ谷二八六六から二八六八まで、二八六八の一、二八六九、二八七〇、字ラカ二八八五から二八八八まで、二八九〇、二八九一、二八九四、字サギ谷二九〇七から二九一二まで、二九五〇、二九五四、字サギ谷口一一一三から一一二一まで、一一二三、一一二四、用瀬町大字川中字モチダ谷七七、七三一、大字安蔵字見打谷日向平一二二六の二、字岡影平一二三二の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字郡家七四〇から七四二まで、七四五、大字下西谷字森脇平四七五の一、大字大谷字若杉一七八の六四、大字小河内字汁谷二六六の一、二六六の一二、大字穴鴨字安水谷一二九五の一(次の図に示す部分に限る。)、大字森字宮谷四〇一から四〇九まで、四一一、四一八、四一九、四二一、四二二、東伯町大字野井倉字袋尻六六四の二八、六六四の二九、六六四の三四、六六四の三五、関金町大字野添字野津三 五二四の二、五二五の一、字竿ヶ平ル四七一の二、倉吉市大字広瀬字芦谷一〇五一、一〇五〇の一五、一〇五〇の一六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字片山字宝殿ノ谷八五二の一(次の図に示す部分に限る。)八五二の二、八五二の三、郡家町大字市場字荒神谷二二二の五、二三五の一、二三五の二、二三六

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字森坪字村ノ下五三の三、大字古市字立岩四三四、六五一、大字加瀬木字西下モ河原二五五三、字イモフ谷二五五四、二五五五、字高足二五九八、二五九九、大字加茂字幸谷口一二、字小谷平一二五、字大芋谷頭三五、三七、若桜町大字落折字大林二八五の一、大字中原字下モ谷一〇九七、一一一〇(次の図に示す部分に限る。)、一一一〇の一、一一一一、智頭町大字智頭字滝谷二四九三、字滝谷下モ平一二三八から一二四〇まで、大字西野字下淀二五〇、二五一、二五二の一、二五三の一、二五三次一、二五四から二五六まで、大字穂見字深谷口八七三の四、八七五、字深谷四七三の一、用瀬町大字屋住

字高下ノ谷七二二の一、七二三

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字美坂谷四四三の七・四六三の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)大字木地山字下小屋九四の一、九五の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課、船岡町役場、八東町役場、佐治村役場、若桜町役場、智頭町役場、用瀬町役場、三朝町役場、東伯町役場、関金町役場、倉吉市役所、河原町役場及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百十六号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

米子市河崎字大水路沖三三四〇

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに森裁の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市河崎字大水路沖三三三八の二、三三三九(以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大崎字高砂中二二八七の一
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第千百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

花見東郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前 田 常 盛 東伯郡東郷町大字門田七六六

昭和五十三年十一月十四日 死亡により退任

舎人土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 下 田 一 雄 東伯郡東郷町大字北福一一二番地

昭和五十三年十一月十一日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年十一月二十日就任 任期昭和五十六年十月四日まで

鳥取県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条町土地改良区

理事	田 中 喜八郎	変更前	東伯郡北条町大字曲五五三番地
		変更後	東伯郡北条町大字曲五七一番地

鳥取県告示第千二百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、八東地区第三工区は場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めないので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

換地を定めない土地

八頭郡八東町大字徳丸字金崎一二五六、一二六〇、一二五二の一、一二二

五五の一、二二六四、字梅ヶ坪一 二七三の二、字高田一四二八、字井手口七四六の一、字梨子ノ木七二八の一、字下郡原六四四の一、字細田六五五、字佐古田二六一、字ドン亀二七四の二、二七一、字沖ノ田六七三の一、六八〇の二、字賀輪二二〇の一、字隈田八四四、字万代川一九四の一、字中島田一二三三の一、字諸田一二三九、字伊賀見七一の一、七一の一の三、字向横築地七九二の一、字上桑ノ掛七一六

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第二工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十三号

昭和五十三年十一月三十日付けで日野郡日野町舟場三〇三番地佐々木繁治ほか十四人の者から申請のあつた舟場地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十四号

昭和五十三年九月二十八日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（蒲生地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十五号

昭和五十三年十月二十三日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(河原地区農業道用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十六号

昭和五十三年十月三十日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(二部

地区農業道用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十七号

昭和五十三年十月三日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(宮谷地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十八号

昭和五十三年十一月二十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(末鎌地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十九号

昭和五十三年十一月二十四日付けで米子市から申請のあつた土地改良(青木地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(三山口地区農道舗装)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十一号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(赤碕(向原)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十二号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(洞川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十三号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道舗装)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十四号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(今吉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(樽屋地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十六号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(紙屋地区農道整備)事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十六日 鳥取県指令受都計第百七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字妙見口及び字妙見奥

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉岡温泉町六五七番地

有限会社 三谷旅館

代表取締役 三谷 守

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和五十三年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年十二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十三年十二月十九日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- (1) 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置について
- (2) 新成人研修会について

公 告

昭和53年12月8日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和53年12月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

宮本 隆夫	平尾 倫子	松田 昌子	飯内 直樹	馬田 和男	伸文
道田 弘美	石原 隆史	大森 正文	小前 裕之	梅田 啓明	
中野 恵介	榎本 浩徳	千代田幸生	井原 一成	井原 啓明	
山田 要					

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

小椋 斌弘	上山 昭吾	石田 勉	大阪 純一	中谷 賢治	
宮本 節男	浪花 博道	西尾 友恵	田刈 昭敏	西川 定江	
永原 収	川戸 一也	西村神一郎	勝 小椋	森尾 平一	
岸本 一巳	小谷久美子	竹歳 弘	山崎 祥敬	小椋 善暢	
森 道男	津村 敏夫	田中 賢一	福光 正則	吉田 剛	
竹信 敏彦	住吉 優子	赤家 喬	丸本 桑本	新 尚子	
芥尾 謙一	池澤 輝美	河本奈穂美	牧田 保夫	福田 和義	
芥尾 良博	村中 孝志	御堂河内萬輔	渡邊 裕	平尾 和義	

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

知楚 經彦

正 誤

昭和五十三年九月鳥取県告示第七百四十二号(解除予定の保安林について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 上 二 字宮谷 字宮ノ谷